京都市区役所・支所庁舎自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市区役所・支所庁舎に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、必ず詳細を仕様書で 確認し、各事項を御承知のうえ、御応募ください。

1 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、市有財産を有効活用することで、財源 確保及び市民サービスの向上を図ることを目的として、京都市区役所・支所庁舎に飲料自 動販売機を設置します。

2 設置場所

京都市区役所・支所庁舎

※ 具体的な設置場所は仕様書の位置図を確認してください。

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料(ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品)とし、酒類の販売は行ってはいけません。

(2) 販売価格

標準販売価格(メーカー希望小売価格)としてください。

4 設置機種等(詳細は仕様書を確認してください。)

- (1) 災害救助ベンダーとしてください。
- (2) ユニバーサルデザインのものとしてください(屋外等を除く)。
- (3) 環境に配慮したものとしてください。
- (4) 電気メーターを設置してください。
- (5) できる限り、新紙幣及び硬貨に対応している機種を導入してください。

5 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の 回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及び その周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

6 応募資格要件

仕様書を確認してください。

7 使用許可の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

8 使用許可の更新

令和7年4月1日以降、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本 市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、2年(令和10年3 月31日まで)を限度に引き続き使用許可を更新します。

9 申込受付期間

令和7年1月9日(木)~令和7年1月24日(金)必着

10 質問及び回答

(1) 質問(持参、郵送又は電子メール)

令和7年1月9日(木)~令和7年1月16日(木)

【午前9時から12時まで、午後1時から5時まで】

なお、本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答え しませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 回答

質問収受日の翌日から起算して3営業日以内に文化市民局地域自治推進室ホームページに掲載して回答します。

11 設置事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

(2) 決定予定日

令和7年1月31日(金)頃の予定

(3) 決定後の公表

文化市民局地域自治推進室ホームページにおいて設置事業者の決定状況を掲載します。

【問合せ先】

京都市文化市民局 地域自治推進室(担当:石井、平子)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 電話(075)222-3048(直通)

http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0.html